



平成29年5月11日

各 位

会社名 株式会社 極 洋
代表者名 代表取締役社長 今 井 賢 司
(コード番号 1301 東証第一部)
問合せ先 企画部長 木 山 修 一
(TEL. 03-5545-0703)

業績連動型の株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（社外取締役を除く）を対象に新しい業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成 29 年 6 月 27 日開催予定の当社第 94 回定時株主総会（以下、「本総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入

当社は、取締役（社外取締役を除く）を対象に、中長期的視野をもって、業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、当社の業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い報酬制度である本制度を、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に導入することを決議し、本制度に関する議案を本総会に付議することいたしました。

具体的には平成 18 年 6 月 29 日開催の第 83 回定時株主総会にて決議いただいた取締役の報酬限度額とは別枠で、新たな業績連動型株式報酬を平成 29 年 3 月末日で終了する事業年度から取締役に対して支給するため、報酬等の額および内容についてご承認をお願いするものであります。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が信託に対して金銭（その上限は下記 (6) のとおりとします。）を拠出し、当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて取締役に対して、当社が定める役員報酬に係る取締役株式給付規程（以下、「取締役株式給付規程」という。）に従って、業績達成度、業績貢献度に応じて当社株式を給付する業績連動型の株式報酬制度で

す。なお、取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(2) 対象者

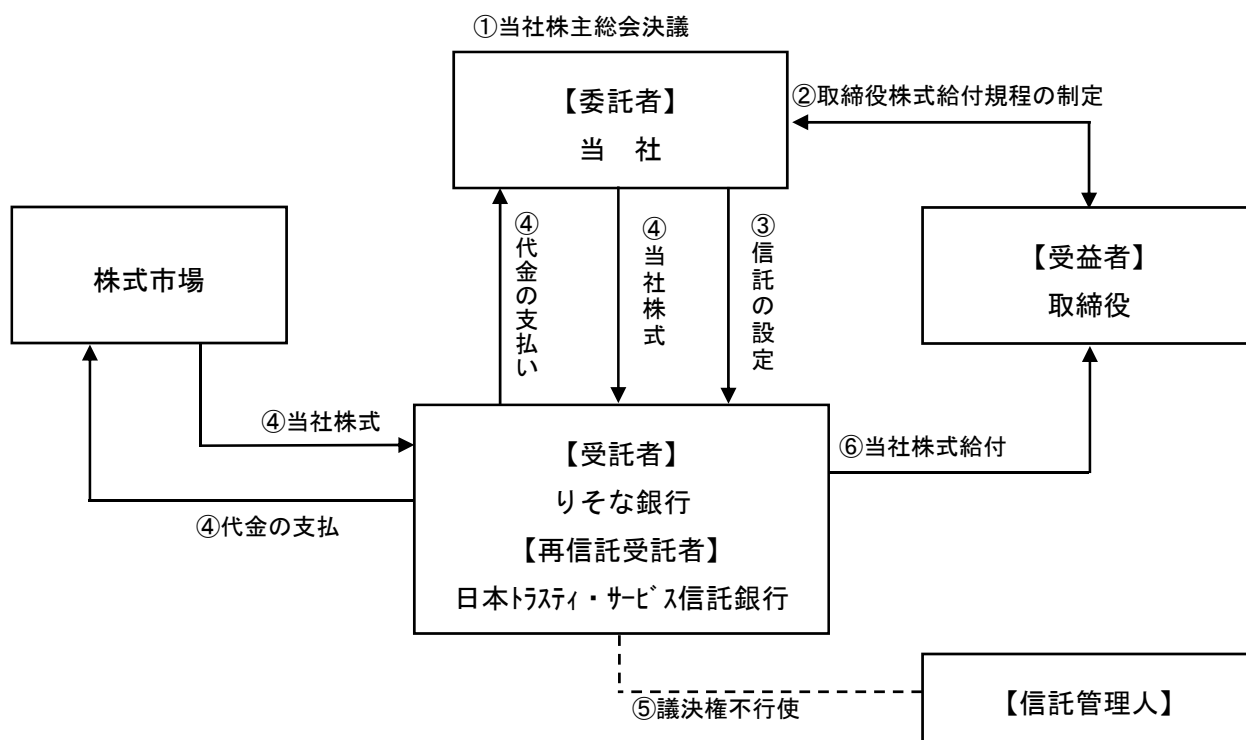
当社の取締役（社外取締役を除く）とします。

(3) 対象期間

平成 29 年 3 月末日で終了する事業年度から平成 31 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度および当該 3 事業年度の経過後に開始する 3 事業年度ごとの期間（以下、それぞれの 3 事業年度を「対象期間」という。）とします。

(4) 本制度の運営に伴う信託の設定

当社は、本制度の運営に当たって、受託者との合意の上で、以下の信託を設定して運営いたします。



- ① 当社は本制度の導入に関して、当社株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は本制度の導入に関して、取締役会において本制度に基づく株式給付に係る取締役株式給付規程を制定します。
- ③ 当社は上記①の当社株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、本制度の対象者を受益者候補とする信託（本信託）を設定します。なお、上記範囲内で金銭を追加して信託することができるものとします。
- ④ 本信託は、上記③で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式の処分）または株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて議決権を行使しないものとします。

⑥ 信託期間中、上記②の取締役株式給付規程の定めにより、本制度の対象者の役位および業績達成度、業績貢献度に応じて対象者にポイントが付与されます。退任時等、取締役株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式を給付します。ただし、取締役が取締役株式給付規程の定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の給付に代えて当社株式の時価相当の金銭を給付します。

(5) 信託期間

平成 29 年 8 月中旬(予定)から本信託が終了するまでとします(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものといたします。)

なお、本制度は、当社株式の上場廃止、取締役株式給付規程の廃止等により終了するものといたします。

(6) 当社が拠出する金員の上限

当社は、当初対象期間の役員報酬として本制度に基づく対象者への給付を行うための株式の取得資金として、1 億 5,000 万円を上限とする金員を拠出し、受益者の要件を満たす対象者を受益者とする本信託を設定します。当初の対象期間中、1 億 5,000 万円の範囲内で株式の取得資金を追加して信託することができるものとします。

本信託は、当社が信託した金員を原資として、当社株式を、取引市場等を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は対象期間ごとに、1 億 5,000 万円を上限として追加拠出を行います。但し、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイント数（ポイントについては、下記（8）参照）に相当する当社株式で対象者に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が当該対象期間において追加拠出できる金額の上限は、1 億 5,000 万円から残存株式等の金額（株式については、当該直前の対象期間の末日における時価をもって残存株式の金額とします。）を控除した金額とします。

(7) 信託による当社株式の取得方法および取得時期

本信託による当社株式の取得は、上記（6）の本信託へ拠出する金銭の額の上限以内で取引市場または当社の自己株式処分を引き受ける方法を通じて行います。

(8) 本制度対象者へ給付される当社株式数の算出方法

対象者には、各対象期間中の各事業年度における役位および業績達成度、業績貢献度（※）に応じて各事業年度にポイントが付与されます（ただし、配当金が支払われない場合はポイントを付与しないものとします。）。付与されたポイントは、株式給付に際し、1 ポイント当

たり当社普通株式 1 株に換算されます（ただし、本議案の承認後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

（※）業績達成度、業績貢献度を評価する指標は、連結売上高及び連結営業利益とし、業績達成度に応じて変動するものとします。

(9) 本制度対象者への当社株式給付時期

原則として、対象者が退任し受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続きを行うことにより、退任時に定められた確定ポイント数に応じた数の当社株式を給付します。ただし、取締役株式給付規程に定める要件を満たす場合には、一定割合について当社株式の給付に代えて時価で換算した金銭を給付します。なお、金銭給付を行うために本信託により当社株式を売却する場合があります。

(10) 信託内の当社株式の議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、信託の経営からの独立性を確保するため一律不行使といたします。

(11) 信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は信託が受領し、当社株式の取得・信託報酬等の信託費用に充当されることとなります。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、その時点で在任する対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて按分して給付する、または公益法人に寄付することを予定しています。

(12) 信託終了時の取扱い

本信託は、取締役株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却するまたは公益法人に寄付することを予定しています。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて按分して給付する、または公益法人に寄付することを予定しています。

【本信託の概要】

- | | |
|-------|--------------|
| ① 名称 | : 役員向け株式給付信託 |
| ② 委託者 | : 当社 |
| ③ 受託者 | : 株式会社りそな銀行 |
- 株式会社りそな銀行は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と特定包括信託契約を締結し、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。

- ④ 受益者 : 対象者のうち、受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人 : 当社と利害関係を有しない第三者
- ⑥ 本信託契約の締結日 : 平成 29 年 8 月中旬 (予定)
- ⑦ 金銭を信託する日 : 平成 29 年 8 月中旬 (予定)
- ⑧ 信託の期間 : 平成 29 年 8 月中旬 (予定) から本信託が終了するまで

以 上